

平成28年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成29年5月1日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

徳市病発第5号
平成29年4月12日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

平成28年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成29年3月31日報告分）に基づく措置状況

病院局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 契約事務 (1) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。	収入印紙の貼付額については、適正な額の貼付を行いました。今後については、印紙税法に基づき、適正に処理を行います。
2 その他 (1) 出勤簿に押印のないものがあった。	指摘された職員の出勤状況を確認し適切に押印するとともに、代休を取得した際における出勤簿の押印の取扱いについて再度周知を行いました。